

7 番（小川義昭君） おはようございます。

きょうも多くの市民の皆さんの傍聴をいただいたんですけれども、少し帰られたみたいなんですけれども、いずれにしても、御苦労さまでございます。

議席番号 7 番、白政会、小川義昭でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

今定例会における一般質問において、私は白山市都市計画マスタープランと中期計画及び北陸新幹線（仮称）白山駅をテーマに掲げ、それぞれの質問趣旨に対する市長の真摯な考えをお伺いしたいと存じます。

初めに、白山市都市計画マスタープランと中期計画についてお伺いいたします。

都市計画マスタープランは御承知のとおり、1992 年平成 4 年の都市計画法改正により規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針を指しております。

この法律は、市町村が定める都市計画について基本方針すなわち都市計画マスタープランに即したものでなければならないと明記してあります。

その上で、都市計画マスタープランについては、市町村議会の議決を経て定められた市町村の基本構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して市町村が定めることになっています。

そこで、白山市都市計画マスタープランであります。本市のマスタープランは、平成 18 年 12 月に策定した白山市総合計画に基づき、市の目指すべき都市の将来像として、土地利用や都市施設のあり方などに関する基本方針を定めています。より細かい具体的なまちづくりの方向性を示すことを目的に、計画の目標年次は策定年次の平成 22 年から 10 年後の平成 32 年となっています。

その対象範囲は、都市計画区域が指定されていない白山ろく地域も含め、総合的なまちづくりを推進するため、市の行政区域全域とされており、計画は市全体における

総合的な整備方針である全体構想と、地域別に目指すべき市街地像や、それぞれの整備方針などを示す地域別構想に分けられています。

本市の都市計画マスタープランは、これまでに市議会の議決と、パブリックコメントを経て、各地域の町内自治会の土地利用などの意見の聞き取りを行うなど、既に動き出しています。

ここで何より肝要なことは、このマスタープランが広域的な視点を有し、市民の皆さんの賛同と参画を得て、個性にあふれた魅力ある地域の実現を目指すべき指針であらねばならないということであります。

そうした視点を前提に、これから都市計画マスタープラン及び中期計画に関連する3点に絞って質問に移ります。

1点目の質問。

最初に、国道8号の宮丸交差点周辺に設置予定の道の駅及び相木町の野球場代替施設として黒瀬町に建設予定の野球場に関してお尋ねいたします。

今申し上げました施設については、それぞれの用地の設置場所選定に際して、当然都市計画マスタープランに基づく精査を経て決定されたと思われませんが、なぜそれぞれの設置場所がマスタープランの理にかなうと御判断されたのか、その決断に至る経緯も含め、お伺いいたします。